

公益社団法人 日本監査役協会

中部支部 事業活動概要

開設30周年

2026-02





中部・北陸圏の企業統治を支える拠点

管轄地域

中部地方(愛知・岐阜・三重)
北陸地方(石川・富山・福井)
を管轄



事務所アクセス

中部支部は、名古屋駅から一駅の「伏見駅」より地下通路で直結しており、天候を気にせずお越しいただけます。オフィス街でありながら、文化の香りが色濃く漂っており、ビジネスの合間に、こうした街の情緒を感じられるのも中部支部の魅力の一つです。





30年の歩み:信頼とともに会員数は設立当初の2倍以上に

会員会社数の推移



開設当初から2倍以上の規模へと
発展いたしました。この歩みは、
長きにわたり会員の皆様より厚い
ご信頼を寄せていただいた賜物で
あり、深く感謝申し上げます。

多様なニーズにお応えする活動

監査実務部会

第1部会～第9部会
北陸部会

監査役スタッフ実務部会

各種情報交換会

新任監査役等情報交換会
会計監査情報交換会
監査等委員情報交換会
IPO情報交換会

研修会・講演会

専門知識の習得と
最新動向の共有

法律相談室

監査実務における
法的課題をサポート



監査実務部会 ※会員限定



- 会員相互の交流および監査役等の実務や他社での取り組みの現状について情報交換を行うことを目的に、オフレコ、ギブ＆テイクをモットーとした自主的な勉強会
- 北陸地域の会社を対象とした会合、監査役スタッフを対象とした会合も設置
- 会員はいつでも入会が可能です。



監査実務部会

※会員限定



運営方式

- ◆原則月1回開催、全9部会と北陸・スタッフ部会、1部会当たり主に40～45名ほどが登録
- ◆主として大規模会社と中堅・中小規模会社に部会を区分け
- ◆輪番制によるテーマ報告、小グループによる意見交換などにより進行(一部部会では、班別に分かれての研修も実施)
- ◆別途、懇親会や企業見学会を実施

取り上げているテーマ例

- ◆コンプライアンス、企業不祥事防止に対する監査
- ◆監査役会・監査等委員会の運営、各種会議体への出席
- ◆子会社・関係会社、部門・事業所の往査(海外を含む)
- ◆内部統制システムの監査
- ◆内部監査部門、会計監査人との連携
- ◆内部通報の整備・運用実態と監査役の役割
- ◆労務管理、働き方改革、各種ハラスメントへの対応
- ◆情報管理に関する監査 (IT、サイバーセキュリティへの対応)
- ◆サステナビリティへの取組みと監査 等々

各種情報交換会

※会員限定

新任監査役等情報交換会



先輩監査役等（講師）からの経験に基づくお話と新任監査役等相互の交流を通して、今後の監査業務に役立てていただくことを目的。中部支部では、大規模会社と中堅・中小会社の各グループに分かれて運営。

会計監査情報交換会



主に経理経験のない・少ない方々を対象に、会計監査の基本的事項の習得を目的。経理経験のある監査役等が講師となり、具体的な実務事例を報告。現在は6テーマを実施。



各種情報交換会

※会員限定

監査等委員会情報交換会



監査等委員会特有の権限・義務等をテーマとして取り上げ、監査等委員相互の情報交換を通じて、今後の監査等委員としての活動に役立てていただくことを目的。専門家による講演も実施。

IPO情報交換会



IPO準備や市場区分の変更について、幅広い知識を身につけていただくためのインプットと情報交換の場とする目的。



研修会・講演会

研修会では監査役等の業務に直接フォーカスしたテーマ

講演会では経営、経済、社会、文化など、多角的視野からの知見を提供します

開催実績例（テーマ）

【研修会】



「取締役の職務執行における監査役等が押さえるべき勘所～経営判断原則、近時の取締役会運営の潮流等を含めて～」※通年動画配信



「内部統制システムに関する法制度と実務動向について～監査役等として押さえておくべきポイント」※通年動画配信

【講演会】



「監査で役立つウソや人間心理の見抜き方」



「ファミリー企業の特性・課題と監査役」

等々

法律相談室 ※会員限定

- 会員の皆様が日常の監査実務遂行上、法的解釈に疑問が生じた場合に、法律専門家より直接助言が得られるよう相談室を開設。**対面**でのご相談です。
- 中部支部では年7回実施
(1社当たり30分・事前予約制)



その他の事業



監査実務チェックリスト研究会

- 期末の監査報告書作成に向けて、期中監査のツールとなるチェックリストを作成することを目的に、不定期に活動。現在の最新版は2023年11月に公表したもの

No.2353-1 内部統制システムのチェックリスト(監査役(会))

監査項目	チエック内容	結果:(OK:○、NG:×、やや問題:△、該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
I. 基本事項の確認				
1. 取締役の善管注意義務として、会社を事業目的に沿って適切に運営するため、内部統制を構築・運用すべきことを認識しているか				会362(5) 上場439
2. 会社法上の大会社又は上場会社は、内部統制システム(以下の各体制)について取締役会で決議すべきことを認識しているか (1)法令等遵守体制(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制) (2)損失危険管理体制(損失の危険の管理に関する規程その他の体制) (3)情報保存管理体制(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制) (4)効率性確保体制(取締役の職務の執行が効率的に行われる 것을確保するための体制) (5)企業集団内部統制(会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制) 1)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制 2)子会社の損失危険管理体制 3)子会社の取締役の職務の効率性確保体制 4)子会社の取締役及び使用人の職務の法令等遵守体制 (6)監査役監査の実効性確保体制 1)監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)の			会362(4)六 施規100①四 施規100①二 施規100①一 施規100①三 施規100①五 施規100①五イ 施規100①五ロ 施規100①五ハ 施規100①五ニ 施規100③三 施規100③一	



日本公認会計士協会東海会との意見交換会

- 会計監査人との連携や団体間での交流の促進のため、定期的に意見交換会を実施

感謝を未来へ、次の30年へ向けて

2026年2月、中部支部は開設30周年を迎えました。
長年にわたる皆様のご支援とご指導に、心より感謝申し上げます。

これからも、中部・北陸地域におけるコーポレートガバナンスの中核として、
会員の皆様の期待に応えるべく、活動の一層の充実を図ってまいります。
今後とも変わらないご支援を賜りますようお願い申し上げます

